

募集職種・採用予定人数等

職種	区分	採用予定 人数	受験資格	
			生年月日	資格要件（次のいずれかの該当者）
事務員	大学卒	65人程度	平成13年4月2日以降	—
	一般卒	20人程度	昭和57年4月2日以降 平成15年4月1日まで	—
	障害者対象	4人程度	昭和42年4月2日以降	身体障害者手帳、療育手帳、知的障害者であることの判定書（児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医または障害者職業センターによるもの）、精神障害者保健福祉手帳
	福祉資格	18人程度	昭和42年4月2日以降	社会福祉士資格、精神保健福祉士資格
	福祉資格 （経験卒）	5人程度	昭和57年4月2日以降	社会福祉士資格または精神保健福祉士資格を有し、児童福祉法に規定する児童相談所（一時保護施設を含む）での職務経験が通算して3年以上ある者
	IT資格	3人程度	昭和42年4月2日以降	デジタルを活用した事業の企画・立案、情報システムの開発・運用等、情報処理・デジタル分野での職務経験が令和3年度以降に通算して3年以上あり、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する基本情報技術者、応用情報技術者（旧ソフトウェア開発技術者）、ITストラテジスト（旧上級システムアドミニストレータ）、システムアーキテクト、プロジェクトマネージャ、ネットワークスペシャリスト、データベーススペシャリスト、ITサービスマネージャ、システム監査技術者、情報処理安全確保支援士（旧情報セキュリティスペシャリスト）のいずれかの試験に合格している者
司書資格	3人程度	図書館司書資格		
土木技術者	大学卒	7人程度	平成13年4月2日以降	土木に関する専門課程を修了した者
	資格・経験卒		昭和42年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①土木施工管理技士（1級・2級）、技術士・技術士補（建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、環境部門）、技術士（総合技術監理部門） ②民間企業等における、土木（土木工事の設計・施工管理）に関する職務経験が通算して3年以上ある者
建築技術者	大学卒	4人程度	平成13年4月2日以降	建築に関する専門課程を修了した者
	資格・経験卒		昭和42年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①建築士（1級・2級）、建築施工管理技士（1級・2級）、技術士・技術士補（建設部門）、技術士（総合技術監理部門） ②民間企業等における、建築（建築工事の設計・施工管理）に関する職務経験が通算して3年以上ある者
電気技術者	大学卒	1人程度	平成13年4月2日以降	電気に関する専門課程を修了した者
	資格・経験卒		昭和42年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①電気主任技術者（第1種・第2種・第3種）、電気工事施工管理技士（1級・2級）、技術士・技術士補（電気電子部門）、技術士（総合技術監理部門） ②民間企業等における、電気（電気設備の設計・施工管理・維持管理）に関する職務経験が通算して3年以上ある者
化学技術者	大学卒	3人程度	平成13年4月2日以降	化学に関する専門課程を修了した者
	資格・経験卒		昭和42年4月2日以降	下記の①または②に該当する者 ①環境計量士（濃度関係）、技術士・技術士補（環境部門） ②民間企業等における、化学（化学関係の実験・検査等）に関する職務経験が通算して3年以上ある者
保育士	—	32人程度	平成13年4月2日以降	保育士資格及び幼稚園教諭免許
	—		昭和42年4月2日以降	保育士資格及び幼稚園教諭免許を有し、保育士または保育教諭としての職務経験が通算して3年以上ある者
幼稚園教諭	—	2人程度	平成13年4月2日以降	幼稚園教諭免許及び保育士資格
	—		昭和42年4月2日以降	幼稚園教諭免許及び保育士資格を有し、幼稚園教員または保育教諭としての職務経験が通算して3年以上ある者
心理士	—	6人程度	昭和42年4月2日以降	臨床心理士資格、公認心理師資格
	経験卒	1人程度	昭和57年4月2日以降	臨床心理士資格または公認心理師資格を有し、児童福祉法に規定する児童相談所（一時保護施設を含む）での職務経験が通算して3年以上ある者

（裏面に続く）

職種	区分	採用予定 人数	受験資格	
			生年月日	資格要件（次のいずれかの該当者）
行政的保健師	—	6人程度	昭和42年4月2日以降	保健師免許
行政的看護師	—	2人程度		看護師免許
行政的獣医師・ 行政的薬剤師	—	2人程度		獣医師免許、薬剤師免許
管理栄養士	—	1人程度		管理栄養士免許
調理員	—	3人程度		調理師免許
作業員	—	8人程度	平成11年4月2日以降	準中型自動車免許

- ・ 国籍は問いません。
- ・ 特に記載のあるものを除き、受験資格の生年月日は、平成21年4月1日までとします。
- ・ 拡大文字、点字、手話通訳等による受験ができます。
- ・ 「大学卒」とは、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）を卒業した者、令和9年3月31日までに卒業見込み（ただし令和9年3月31日までに卒業することを要します。）の者、またはこれと同等の資格があると認める者（高等専門学校において2年の専攻科（計7年）の課程を修了した者等）をいいます。
- ・ 資格要件は、令和9年3月31日までに満たしていることを要します。ただし、資格要件である「職務経歴」の年数については、令和8年7月末日までに民間企業や公的機関等において、週あたり30時間以上の勤務を1年以上継続して就業した期間が該当します。なお、週あたりの勤務時間は、就業規則等で定められた所定労働時間が該当します。時間外勤務は該当しません。
- ・ 「技術士・技術士補（各部門）」とは、「技術士第1次試験（国家試験）」の合格者（技術士補未登録者）、またはこれと同等の資格があると認める者を含みます。